

高知くらしの護身術

245

マルチ取引

被害防ぐ5つの注意点

(2012年5月8日掲載原稿)

消費者庁から「マルチ取引」の被害にあわないための5つのポイントが発表されました。

マルチ取引とは、販売組織に加入して、商品等を友人や知人に販売することによって、その人を組織に勧誘し、更にそれぞれが新しい会員を増やすことによりマージンが入る仕組みの商法です。

実際には、思ったほど勧誘できず、商品を購入するためにローンを組んだり、消費者金融で借金をして契約をしたため、返済に追われるといったケースもあります。

マルチ取引には、友人や知人に誘われ、話を聞いているうちに断りにくい状況になる特徴があります。また、特定の商品の取引とは別に、事業者への投資を勧誘される場合もあります。

問題の多い取引ですので、法律によって厳しい規制がされています。たとえば、勧誘前に販売業者の氏名、勧誘目的や商品の種類などを告げなければなりません。契約書面等の交付義務もあります。また、「絶対に儲かる」等の断定的判断の提供を禁じており、利益や仕組みを具体的に説明することも義務づけられています。

消費者は契約書面または商品を受け取った日から20日間は、クーリングオフ（無条件解約）ができます。また、クーリングオフ期間が過ぎた場合でも、勧誘方法等に問題があれば契約を取り消すことができます。

トラブルを避けるためのポイントは、

- ①身近な人からの勧誘でも契約する意思がない場合は毅然と断ること。
 - ②十分なお金がないのに、契約のために甘い見通しで借金しないこと。
 - ③投資の勧誘をされても安易に信じず、十分に確認すること。
 - ④家族や友人など、トラブルを抱えている人を救う努力をすること。
- そして、⑤少しでも不安があれば消費生活センターに相談してください。